

# 労働環境に関する実態調査 実施要領

(令和7年度実施版)

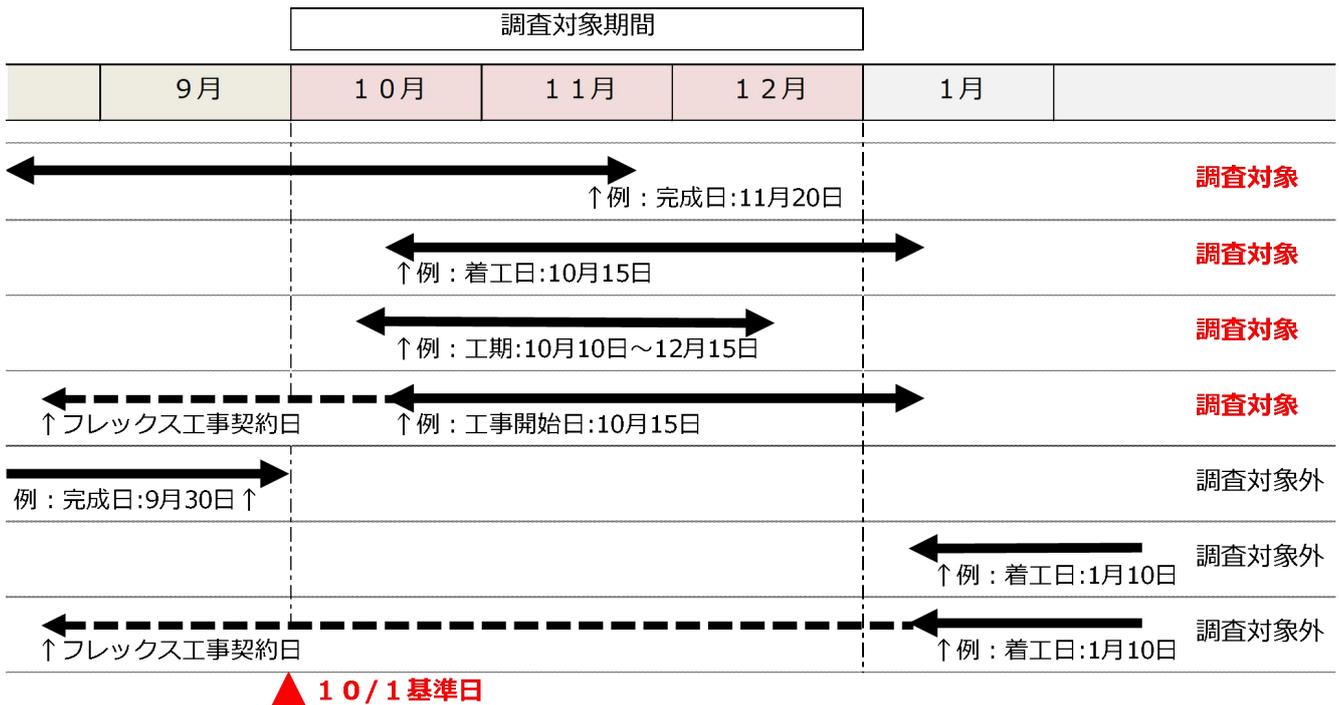
## 1. 調査目的

公契約に係る工事に従事する労働者の賃金実態を把握するため。

## 2. 調査対象

### (1) 調査対象の工事

- ・ 高山市発注の予定価格1,000万円以上で、令和7年10月から12月の3ヶ月間内に現場作業が履行されている全工事（フレックス工事の場合、期間中に工事開始日を設定した工事）。



### (2) 調査対象の受注者

- ・ 対象工事の受注者（元請）及びその工事について下請契約を締結した受注者（下請）

### (3) 調査対象の労働者

- ・ 調査期間の10月～12月に調査対象工事に従事した労働者のうち、国の「公共工事設計労務単価」に定められている調査対象職種（51職種）に該当する労働者。
- ・ 職種については、普段使用している名称にとらわれず、対象工事において主に従事した作業内容による職種として下さい。（参考資料「調査対象職種の定義・作業内容」参照）
- ・ 雇用形態は問いません。

#### 対象外となる労働者

- ・ 役員
- ・ 賃金を経費（材料費、機械経費等）込みで受け取っている労働者
- ・ 現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者）
- ・ 工事に直接携わらない労働者（事務員等）
- ・ オペレータ付きクレーンリースの運転手
- ・ 見習い・手元等（注意：ただし、各職種の作業について補助的業務を主に実施した場合、技能の保有状況及び肉体的条件と作業内容に応じて「普通作業員」、「軽作業員」に分類して対象として下さい。）
- ・ 年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者

### 3. 調査票記入方法

#### (1) 貴社の欄

- ・調査票は、元請又は下請ごとに別葉で作成して下さい。
- ・調査票作成者氏名欄は、調査票に記入した担当者名を記入して下さい。(記入漏れ、不明な点がある場合、問合せすることがあります。)

#### (2) 元請・下請の別の欄

- ・下請の場合は下請回数を選択して下さい。

#### (3) 調査月に対象工事に従事した労働者の有無の欄

- ・調査期間の10月～12月に調査対象工事に従事した労働者の有無を選択して下さい。  
従事した労働者が無かった場合は、賃金単価等の記入は不要となります。

#### (4) 最低労働賃金単価及び最高労働賃金単価の欄

- ・10月～12月支給の賃金について、下記方法で算出した労働賃金単価のうち、職種ごとの最低及び最高の労働賃金単価を記入して下さい。
- ・該当する職種に従事する労働者が1名のみの場合、最低及び最高の記入(単価、経験年数、年齢)は同じ値になります。
- ・1名で複数の職種を兼務している場合、代表となる1職種のみ記載してください。

#### (5) 労働賃金単価の算出方法

- ・労働賃金単価は、所定労働時間内8時間当たりの「①基本給相当額」及び「②基準内手当」、並びに労働日数1日当たりの「③臨時の給与(賞与等)」及び「④実物給与(食事の支給等)」の4つにより算出して下さい。(次ページ参照)(注意1)
- ・臨時の給与(賞与等)については、過去1年間に支給したものを年間労働日数で除した額とします。(注意2)

$$\boxed{\text{労働賃金単価}} = \underbrace{\boxed{\text{①基本給相当額}} + \boxed{\text{②基準内手当}}}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}} + \underbrace{\boxed{\text{③臨時の給与}} + \boxed{\text{④実物給与}}}_{\text{所定労働日数1日当たり}}$$

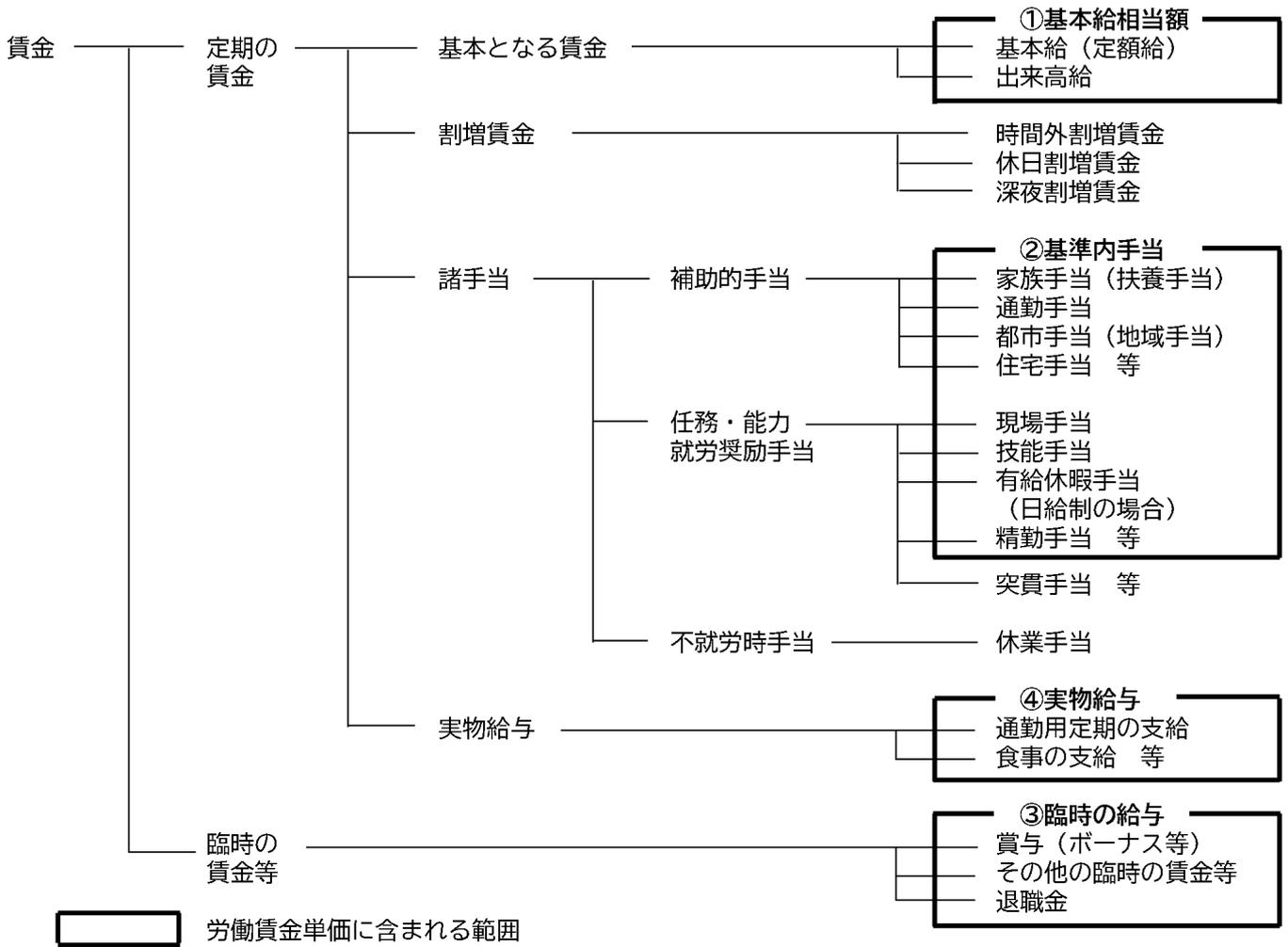
(注意1) 労働賃金単価に含まない賃金・手当・経費(次ページ参照)

○時間外、休日及び深夜労働についての割増賃金

○各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

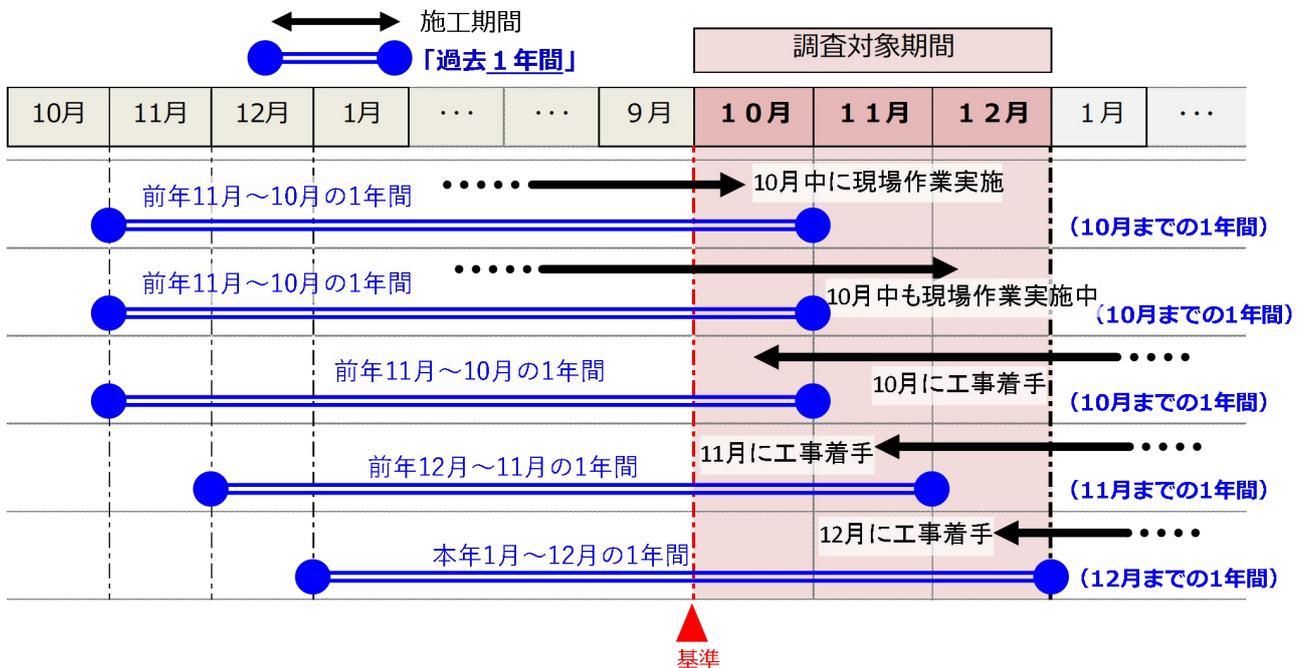
○現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費

【対象とする賃金構成(枠線)】



(注意2) 過去1年間の捉え方について

- 10月を基準とします。(前年11月～本年10月の1年間)
- 10月に作業していない場合、作業を始めた月を対象とします。(元請・下請問わず、実際に現場作業に従事した月)



(6) 経験年数、年齢の欄

- ・経験年数は、その職種に関する経験年数を記入して下さい。端数（月数）は切り捨てとし、経験年数が1年未満の場合は「0」と記入して下さい。
- ・年齢は、令和7年10月1日現在の満年齢を記入して下さい。

4. 調査票の配布及び提出方法

(1) 調査票の配布

- ・調査票記入は、受注者ごとに行っていただくため、元請の方は、下請の方に協力の要請をしていただくとともに、下請の方へ調査票を配布して下さい。
- ・調査票及び実施要領については、高山市ホームページ「契約のひろば（入札・契約情報）」にも掲載していますので活用して下さい。

(2) 調査票の提出

- ・該当がなくても、全て提出願います。
- ・調査票は受注者ごとに、ネットによる回答、郵送、FAX、メール又は持参にて下記提出先へ提出して下さい。  
(注：提出先は担当課ではなく、契約管財課です。)
- ・提出期限：令和8年2月6日（金曜日）
- ・元請の方は、添付資料として「**施工体系図**」を併せて提出して下さい。

回答フォーム

<https://logoform.jp/f/0mdHM>



○調査票提出先及び問い合わせ先

高山市財務部契約管財課契約検査係  
〒506-8555

岐阜県高山市花岡町2丁目18番地

TEL 0577-35-3186（直通）

FAX 0577-35-3161

メール kanzai@city.takayama.lg.jp

5. その他

- ・本調査によって収集したデータは統計処理を行い、工事に従事する労働者の賃金実態を把握するための資料として使用するのみで、**個別の受注者ごとのデータを公表することはありません。**
- また、各受注者の賃金等について指導するものではありません。
- ・ご提出いただいた調査票について、**記載内容等に関して市担当から電話等により問い合わせをする場合があります**ので、その際にご協力くださいますようお願いいたします。